

## こども場所等の充実に向けた施策検討支援業務委託仕様書

1. 委託業務名 こども場所等の充実に向けた施策検討支援業務委託

2. 委託期間 契約締結日から令和7年3月28日（金）までとする。

3. 業務の目的

本業務は、令和5年度に策定した新しい長崎県づくりのビジョンに掲げるありたい姿の実現に向け、長崎県のこどもの居場所についての課題整理を行い、こどもが幸せな状態で成長していくために必要な、「多様なこども場所（こどもたちの居場所・遊び場や子育て世帯などへの各種支援拠点）」のある社会づくりを子ども・若者・子育て当事者の視点に立って進めるために必要な施策を検討することを目的とする。

検討にあたっては、国が示すこども大綱及びこどもの居場所づくりの指針を勘案して策定するものとする。

4. 業務実施の留意点

- (1) 本業務は、本仕様書に基づき実施すること。
- (2) 受託者は、業務の実施にあたっては、関係法令および条例を遵守すること。
- (3) 受託者は、業務の実施にあたっては、発注者と協議を行い、その意図や目的を十分に理解したうえで適切な人員配置のもとで進めること。
- (4) 受託者は、業務の進捗に関して、発注者に対して定期的に報告を行うこと。
- (5) 本委託業務に関する発注者との打合せは、随時、県庁内で行うこと。
- (6) 業務の実施に関し疑義が生じた場合には、速やかに発注者と協議を行い、指示を仰ぐこと。
- (7) 当該業務の実施において不測の事態が生じた場合は、発注者に責任がある場合を除き受託者の責任においてこれを解決すること。

5. 業務計画書の提出

- (1) 受託者は、契約締結後7日以内に業務計画書を作成のうえ発注者に提出し、承認を受けること。
- (2) 業務計画書には、次の事項を記載すること。
  - ア 検討業務内容
  - イ 業務遂行方針
  - ウ 業務工程表
  - エ 業務実施体制および組織図
  - オ 管理技術者、照査技術者、担当技術者一覧および経歴書

力 協力者がある場合は、協力者の概要、技術担当者一覧表および経歴書

キ 打ち合わせ計画

ク 連絡体制

ケ その他、発注者が必要とする事項

(3) (2) に定める事項の記載内容に追加および変更が生じた場合には、速やかに発注者に文書で提出し、承認を受けること。

## 6. 業務内容

### (1) 文献調査等による概況把握

ビジョンのありたい姿の実現に向けた施策検討の基礎資料とするため、こどもの居場所づくりに関する各種調査研究、計画、施策、事例等に関する文献調査を行い、他県を含む社会全体としての取り組み状況や課題、ニーズ等の概況の整理を行う。

### (2) アンケート・ヒアリング調査

#### ア 企業等に対するアンケート調査

長崎県内に事業所を有する企業等に対し、こどもの居場所づくりなど安心して子育てしやすい環境づくりを進める上で、企業のニーズを把握するためのアンケート調査を行う。受託者は調査企画・対象企業等の抽出・調査設計・配布回収・集計分析を行う。

■調査対象 県内産業構造を踏まえ 500 社程度を抽出すること。

■調査方法及び実施準備

調査方法については、WEB アンケートで実施すること。WEB アンケートの動作環境（ハード、ソフト）は受託者が手配すること。

■アンケート調査実施時期

令和6年5月～6月頃

#### イ 県民アンケート調査

長崎県内在住のこどもを持つ親に対し、こどもの居場所の認知・利用状況や潜在ニーズ等を把握するためのインターネット調査を行う。受託者は調査企画・対象者の抽出・調査設計・配布回収・集計分析を行う。

■調査対象 500 名程度

■選定方法 県内の人口分布等を踏まえ抽出すること。

■調査方法及び実施準備

調査方法については、WEB アンケートで実施すること。WEB アンケートの動作環境（ハード、ソフト）は受託者が手配すること。

■アンケート調査実施時期

令和6年5月～6月頃

#### ウ こどもの居場所に関連するNPO等へのアンケート調査

長崎県内でこどもの居場所に関する活動を行うNPO等に対し、活動状況や課題、今後のニーズ等を把握するためのアンケート調査を行う。調査対象は長崎県より情報提供を行うものとし、受託者は調査企画・調査設計・配布回収・集計分析を行う。

■調査対象 250団体程度を想定

■調査方法及び実施準備

調査方法については、調査票の郵送による方法の他、WEBアンケートでも可能。調査票の作成及び郵送・回収、WEBアンケートを実施する場合の動作環境（ハード、ソフト）は受託者が手配すること。

■アンケート調査実施時期

令和6年6月～7月頃

#### エ ヒアリング調査

調査回答団体や市町等にヒアリング調査を行い、現状・課題等の細部検討を行う。ヒアリング対象、団体数、ヒアリング内容の詳細については、発注者との協議により決定する。

■ヒアリング数 25団体程度

### (3) 検討会議の設置・運営支援（検討会義の立上、会議資料作成、議事録作成等）

施策検討にあたっての有識者及び関係者からの意見聴取・集約を目的とした検討会議の実施にあたり、以下の運営支援を行う。

なお、検討委員の選定にあたっては、受託者が案を作成し、発注者と協議のうえ決定すること。

#### ア 検討会議の企画支援

検討会の方向性、進め方などについて、助言・提案すること。なお、検討会議の実施回数については、3回程度を想定している。

なお、1回はこども・若者から意見を聴取する機会を設定すること。

#### イ 検討会議の開催

検討会議の開催にあたり、委員の日程調整、会議資料作成、会場準備、会議の進行を行うこと。

#### ウ 報告書作成

議事録及び検討会議の実施結果を集約した報告書を作成すること。

#### (4) 中間報告の実施

各種調査を踏まえ、長崎県内におけるこどもの居場所づくりに関する課題を分析及び整理し、課題を解決するための先行事例等についての追加調査を行い、今後の検討の方向性の提案を行う。

ア 課題は、運営、資金調達、活動拠点、外部連携体制、情報発信など体系的に分析を行うこと。

イ 支援の方向性については、基本的な考え方、メリット・デメリット、実施にあたっての留意点等を比較可能な資料を備え、複数パターン（3パターン以上）を示すこと。

ウ イの提案とは別に子ども食堂への効果的な支援施策案を提案すること。

エ 中間報告の前に、各種調査結果を整理・分析したデータを提出すること。

#### (5) こどもの居場所づくりに関する提案

中間報告を基に決定した県の方針に基づき、長崎県内におけるこどもの居場所づくりに関する具体的な支援施策の検討及び実現に向けた支援を行う。

施策検討にあたっての整理事項及び作成資料については、発注者との協議により定める。

### 7. 成果品

#### (1) 提出書類及び部数

ア アンケート・ヒアリング調査結果及び分析結果の電子ファイル 1部

イ 中間報告（資料含む）（任意様式）の電子データ 1部

ウ 具体的な支援施策についての公表用資料及び概要（A4 1枚程度）の電子ファイル（統計データ等を含む。）1部

#### (2) 成果品の帰属

本業務で得たすべての成果品については、長崎県に帰属するものとする。

### 8. その他

(1) 業務の遂行に当たっては、個人情報保護に関する法律に基づき適正に個人情報を取り扱うこと。また、県から受託者に貸与した書類などを含め、業務の遂行上知り得た情報を第三者に漏らさないこと。

(2) 本業務の統括部分または全部もしくは大部分を再委託することはできないが、その一部については、書面により発注者の承諾を得たときは、この限りではない。

(3) 本業務を進めるにあたっては、全国レベルの情報・事例を広く収集し、実効性の高い具体的施策を提案すること。

(4) 長崎県子ども未来課が別に発注する令和6年度子ども場所等にかかる多様な民間団

体との連携推進事業の受託者と情報共有を密に行い、その結果を検討に生かすこと。

- (5) 中間報告については、令和6年7月末までに提出すること。
- (6) 個人情報の収集や利用、管理については、「長崎県個人情報保護条例（平成13年7月12日長崎県条例第38号）」の趣旨を踏まえ、別紙1「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- (7) この仕様書に定めのない事項またはこの仕様書について疑義が生じた場合は、必要に応じて、その都度協議するものとする。